**公的医療機関等2025プランに準じた事業計画について**

資料２－１

**１　背景**

公立・公的病院以外の個別の医療機関ごとの具体的対応方針については、地域医療構想調整会議において、以下のとおり協議し決定することとされている。

〇地域医療構想の進め方について（抄）

　＜平成30年2月7日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知＞

・その他の医療機関に関すること

開設者の変更を含め構想区域において担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する病院などの場合には、今後の事業計画を策定した上で、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、対応方針を協議すること。

●地域医療構想の進め方に関する考え方の整理について

＜令和３年５月11日付け３医計第131号保健医療局長通知＞

　・新たな医療機関の開設や増床等の計画を把握した場合には、開設の許可を行う前に、愛知県病院開設等許可事務取扱要領第７の「適用除外」に該当する場合においても、その内容を推進委員会で共有するとともに、必要に応じて当該医療機関に対して説明を求めること。

**２　事業計画の内容について**

医療機関が策定する事業計画の内容は、公的医療機関等2025プランの内容に準じたものとし、計画を把握した時点で随時依頼するもの。

**３　事業計画の協議について**

医療機関から提出された事業計画を地域医療構想推進委員会に提示した上で、当該医療機関が将来担うべき役割等について協議を行う。

**４　今後の予定**

協議が整った場合は、計画に沿って事業を進めていただくことになりますが、整わない場合は、繰り返し協議を行った上で、2025年に向けた対応方針を決定すること。また、対応方針が決定した後に、見直す必要が生じた場合には、改めて地域医療構想調整会議で協議すること。